滝上町受動喫煙防止対策ガイドライン

――― 受動喫煙防止対策が「義務化」されました ―――

これまで「マナー」であったものが、「罰則付ルール」へと変わります。

令和 ２ 年 １ 月 改定

滝　上　町

はじめに

平成 17 年 2 月、WHO（世界保健機構）により、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条例」が発効され、たばこの煙にさらされることからの保護を行うための効果的な措置を講じることが規定されました。さらに、平成 19 年にはWHOによる「受動喫煙防止のための政策勧告」がなされ、受動喫煙問題の大きさを指摘し、次の4つの勧告が行われました。

勧告①：屋内は分煙でなく、完全禁煙でなければならない
勧告②：法律により、全ての人に受動喫煙からの完全な保護を保証すること
勧告③：法律を適切に履行し、十分な対策を講じて徹底させること
勧告④：家庭での受動喫煙をなくすよう教育を行うこと

これにより、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所等における受動喫煙防止対策を推進することになりました。

我が国においても、平成 15 年 5 月に施行された「健康増進法」で、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止のための措置を講じることを努力義務としていましたが、平成 30 年 7 月には健康増進法の一部改正があり、細分化された施設類型に合わせた受動喫煙防止対策が義務化されることになり、たばこを取り巻く環境は大きく変化しています。

滝上町では、これまでWHOや国から示された受動喫煙防止対策のあり方、考え方を基本に、平成 21 年 4 月に「滝上町受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定し、公共施設をはじめ、全町的な受動喫煙防止対策を進めてきたところですが、平成 30 年 7 月の健康増進法の一部改正により、受動喫煙防止対策が正式に義務化されることになったことから、この度、本ガイドラインを改定することにしました。

受動喫煙防止対策の義務化により、事業者だけではなく、国民全体での望まない受動喫煙を防止するための取組は、これまで「マナー」であったものが、「罰則付ルール」へと変わります。

このようなことからも、多くの皆様にこのガイドラインを遵守していただくとともに、全町的に受動喫煙防止対策を推進していきたいと考えています。 ご協力をお願いいたします。

令和 2 年 1 月

滝上町長　長 屋 栄 一

目　　次

Ⅰ　受動喫煙防止対策の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1　頁
1. たばこの煙に含まれる有害物質
2. 副流煙の害
3. 受動喫煙の害
4. 加熱式たばこの健康被害
コラム①「空気清浄機の使用は注意が必要です」

Ⅱ　受動喫煙防止対策の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3　頁
1.　施設類型における禁煙の分類
2.　全面禁煙の条件
3.　屋内分煙の条件
4.　屋外における分煙（第1種施設を除く）
5.　滝上町内公共施設（類似施設含む）における対応策について

Ⅲ　受動喫煙防止対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7　頁
1. 一体的な推進体制
2.　町が取り組む推進方策
3.　事業所としての取り組み
コラム②「職場における受動喫煙防止対策への国の支援」

Ⅳ　ガイドラインの見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8　頁

Ⅰ　受動喫煙防止対策の必要性

1.　たばこの煙に含まれる有害物質

たばこの煙には、約 4000 種類もの化学物質、ダイオキシン、ニコチンなど約 200 種類もの有害物質、タールなど約 60 種類の発がん物質が含まれていると言われています。

2.　副流煙の害

たばこの煙は、2 種類に分けられます。

たばこを吸う本人が吸い込む「主流煙」と、火のついたたばこから立ち上る「副流煙」です。

「主流煙」は、燃焼温度の高い部分で発生し、たばこの内部やフィルターを通過するのに対して、「副流煙」は燃焼温度が低いため、主流煙に比べて有害物質が高い濃度で含まれています（表-1）。

表-1　たばこの副流煙に含まれる有害物質

ニコチン	有害物質	2.8 倍
タール	発がん物質	3.4 倍
ナフチルアミン	膀胱発がん物質	39.0 倍
カドミウム	発がん物質・肺気腫	3.6 倍
ベンツピレン	発がん物質	3.9 倍
一酸化炭素	有害物質	4.7 倍
ニトロソアミン	強力な発がん物質	52.0 倍
ちっ素酸化物（NOX）	毒性	3.6 倍
アンモニア	粘膜刺激・毒性	46.0 倍
ホルムアルデヒド	粘膜刺激・せん毛障害・咳反射	50.0 倍

3.　受動喫煙の害

受動喫煙とは、「自分の意思に関係なく、他人のたばこの煙を吸わされてしまうこと」を言います。

たばこを吸わない人にとっては、その煙や臭いは苦痛に感じるものです。それだけではなく、受動喫煙における煙（副流煙）は、「たばこを吸う人の煙（主流煙）より有害性が高い」のが問題なのです。受動喫煙防止対策の必要性・重要性が叫ばれるゆえんです。

喫煙は、肺がんをはじめとした各種がんや動脈硬化による心疾患、脳卒中、ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑなど多くの疾患の原因となります。更に、喫煙は糖尿病になるリスクを高めることも明らかになってきており、生活習慣病との関わりが多く示されています。

滝上町においては、高血圧、糖尿病の受診率が高く、脳卒中の発生率も高いのが現状であり、ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑ対策としても、受動喫煙防止の取り組みは不可欠です。

また、妊娠中の女性や子どもがたばこの煙を吸うと、低出生体重児や流産･早産などの発生率が高まり、胎児の発育にも悪影響を及ぼすことから、特に配慮を要します。(表-2)。

表-2 喫煙の健康影響 (喫煙関連疾患等)

がん	肺がん、胃がん、膵がん、肝がん、喉頭がん、口腔･咽頭がん、膀胱がん、食道がん 等
呼吸器系	肺気腫、慢性気管支炎、閉塞性呼吸器障害 等
循環器系	脳血栓、くも膜下出血、大動脈瘤、虚血性心疾患 等
消化器系	胃･十二指腸潰瘍、口内炎、歯周病 等
内分泌代謝系	糖尿病、脂質異常症、肥満症、ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑ 等
神経系	脳委縮、難聴 等
その他	白内障、免疫機能低下、皮膚のしわの増加 等
妊婦等への影響	流産、早産、低体重児の出産、乳幼児突然死症候群 等

お母さんがたばこを吸うと、ニコチンが母乳に移行します。母乳中のニコチンの量は、血液中に比べ3倍も多く含まれています。 ニコチンに汚染された母乳をお子さんが飲むことになるのです。

4. 加熱式たばこの健康被害

加熱式たばことは、たばこの葉や液状の物質を加熱して発生した水蒸気を機械に通して吸い込むたばこです。ニコチンは同等濃度、タールは紙巻たばこの2分の1、他にも多くの有害物質が含まれています。

現在、加熱式たばこに関する疫学的研究の結果は限られており、現時点での健康影響の評価は難しいと言えます。しかし、たばこ葉を含むすべてのたばこ製品は有害であり、被害という点では通常のたばこと同等に考えるべきで、加熱式たばこを利用する場合も、受動喫煙の防止のために喫煙が可能な区域での利用が求められます。(健康増進法一部改正により、加熱式たばこに関してもその他のたばこと同様の禁煙区分、もしくは加熱式たばこ専用喫煙室でのみ喫煙可能となりました。)

コラム① 「空気清浄機の使用は注意が必要です」

空気清浄機は、たばこの煙に含まれる粒子状物質の除去(においの除去)には、ある程度効果がありますが、一酸化炭素などのガス成分の除去はできません。たばこの煙のおよそ97%はガス成分で、多くの有害物質がガス成分に含まれているため、完全分煙には空気清浄機の導入だけでは不十分です。そのため、屋外排気が望ましい方法とされています。

Ⅱ　受動喫煙防止対策の基準

1.　施設類型における禁煙の分類

施　　設	禁 煙 分 類
（1） **第1種施設** 【学校･病院･児童福祉施設･行政機関　など】 ※令和元年7月1日から施行	**敷地内禁煙** 【ただし、管理権原者の判断により、受動喫煙が生じにくい屋外であり、必要な措置を講じた場所のみ限定的に喫煙を認める特定屋外喫煙場所の設置が可能となる場合がある。】
（2） **第2種施設** 【第1種施設以外の、多数の者が利用する施設や旅客運送事業船舶･鉄道】 ※令和2年4月1日から施行	**原則屋内禁煙** 【ただし、喫煙可能部分を掲示し、20 歳未満は立ち入れないような措置を講じた場合のみ、喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能】
(2)-2 **既存特定飲食提供施設** 【既存の店舗のうち、中小企業や個人が経営する店舗であって、資本金 5,000 万円未満かつ客席面積 100 ㎡以下のもの】 ※別で法律で定めるまでの経過措置	**屋内禁煙または喫煙可能（喫煙可能室）** 【喫煙可能であることを掲示し、客･従業員ともに 20 歳未満は立ち入れないような措置を講じた場合のみ、屋内での喫煙と飲食が可能】 ※設置施設の所在地の管轄保健所への届出が必要。 ※既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類を備える必要がある。
（3） **喫煙目的施設** 【たばこを対面で販売し、主食等を提供しないバー、スナック、公衆喫煙所、たばこ販売店など】 ※令和2年4月1日から施行	**屋内禁煙または喫煙可能（喫煙目的室）** 【喫煙可能であることを掲示し、客･従業員ともに 20 歳未満は立ち入れないような措置を講じた場合のみ、屋内での喫煙と飲食が可能】 ※たばこ小売販売の許可要件を記載した帳簿を揃える必要がある。

※既存特定飲食提供施設の詳細な要件については、9頁の資料①を参照

※加熱式たばこについては、第2種施設における禁煙分類と同様とする。加熱式たばこ専用の喫煙室については、飲食等も可能とすることができる。

◎第1種施設の詳細（代表例）

- ○　行政機関の庁舎（行政機関が事務を処理するために使用する施設に限る）
- ○　学校教育法に定められる学校（小学校、中学校、高校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園）
- ○　病院、診療所及び助産師、薬局、施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復など）
- ○　介護老人保健施設及び介護医療院
- ○　難病相談センター
- ○　障がい児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設

○ 児童福祉施設
○ 母子健康包括支援センター、認定こども園
○ 少年院及び少年鑑別所

2. 全面禁煙の条件

受動喫煙防止対策で最も効果的なのは、建物内や敷地内を全面禁煙することです。健康増進法で定められている第1種施設（公共施設など）においては、敷地内禁煙（建物内を含んだ敷地内全体が禁煙）が義務付けられています。また、第2種施設であっても、管理権原者の判断により、敷地内禁煙としても構いません。

3. 屋内分煙の条件

第2種施設などで分煙する場合、喫煙室の設置、喫煙場所と非喫煙場所の区画、屋外排気といった態勢を整える必要があります。平成 30 年 7 月に一部改正された健康増進法において、喫煙室を設置して喫煙を可能とする場合、次のような条件が規定されています。

なお、喫煙禁止場所での喫煙などの義務違反をした場合、違反内容に応じて都道府県知事が勧告・命令等を行うほか、罰則が適用される場合があります。※10 頁の資料②参照

条件1 喫煙室の技術的基準を満たす

喫煙室を設置する場合には、以下のすべての条件を満たす必要があります。

① 敷地内禁煙の施設（第1種施設）における条件（特定屋外喫煙場所） ※屋外に限定

ア. 喫煙場所に、記載事項が容易に認識できる標識を掲げること。
※11 頁の資料③「標識利用フロチャート」を参照
イ. 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること
ウ. 喫煙可能な場所が区画されていること（壁や天井での区画に限定されない）

② 敷地内禁煙以外の施設（第2種施設）における条件

ア. 出入り口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。
イ. たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること。
ウ. たばこの煙が屋外または外部に排気されていること。

※指定たばこ専用喫煙室を設置する際に、施設内が複数階に分かれている場合においては、壁、天井などで区画したうえで、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能

※既存特定飲食提供施設（3頁及び9頁の資料①参照）においては、屋内全体を喫煙室とする場合、壁や天井で区画されている必要がある。

条件2　喫煙の可否を掲示する

施設の出入り口及び喫煙室の出入り口に、喫煙室の有無や分類等が容易に識別できるよう、標識を掲示する必要があります。（11頁の資料③「標識利用フロチャート」参照）

条件3　都道県知事に届出をする　※既存特定飲食提供施設のみ

既存特定飲食提供施設において、屋内での喫煙を可能とした場合は、床面積や会社の資本金額等の資料を備えたうえで、設置施設の所在地の管轄保健所へ、設置施設の名称や所在地、管理権原者の氏名等を届け出ることが求められます。喫煙室の廃止・変更を行った場合も同様です。

4.　屋外における分煙（第1種施設を除く）

改正後の健康増進法において、屋外については禁煙等の措置は講じられていませんが、多数の人が利用する場所においては、屋外であっても望まない受動喫煙を受ける可能性があり、厚生労働省健康局長通知（平成31年1月22日健発0122第1号）において、「多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない」、「喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」と示されています。そのため、喫煙者の配慮とともに、屋外での分煙を行う場合でも、受動喫煙を防止できる場所に灰皿を設置する、若しくは分煙施設を設置するなどの方法が望ましいと言えます。なお、灰皿や分煙施設を設置する際には、喫煙場所が識別できる標識及び20歳未満の者の立ち入り禁止が識別できる標識を掲示する必要があります。

また、厚生労働省健康局長通知（平成30年11月9日健発1109第6号）において、屋外分煙施設の技術的留意事項が示されており、屋外分煙施設を設置する場合には、下記の具体例事項を満たす物をお勧めします。（技術的留意事項を満たさない屋外分煙施設を設置することも可能です。）

＜具体例事項＞

① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合【コンテナ型】
- ・排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること。
- ・吸気口（出入り口と兼ねることも可）は、排気口の反対側に設置されていること。

② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合【パーテーション型】
- ・壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
- ・出入り口には、方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが望ましい）
- ・四方の壁の下部に、吸気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること

※天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

5. 滝上町内公共施設(類似施設含む)における対応策について

施設の類型	対　象　施　設	受動喫煙防止対策
第1種施設	役場庁舎、国保病院、歯科診療所、滝上中学校、滝上小学校、濁川小学校、滝上町こども園、給食センター、交流センター「ぴあ」、地域サポートセンター「ウエル」、各種児童遊園地(栄町児童遊園地、旭団地児童遊園地、河川公園児童遊園地等)	①完全敷地内禁煙とする。 ②建物、敷地内等に禁煙である旨の標識を掲示する。
第2種施設	ホテル渓谷	①屋内分煙とする。 ②建物内に喫煙専用室を設置する。 ③建物出入り口及び喫煙専用室に喫煙できる旨の、また、20歳未満立ち入り禁止の標識を掲示する。
	文化センター、スポーツセンター、基幹集落センター、駅舎記念館、交通公園トイレ、室内グラウンド、水泳プール、野球場、多目的グラウンド、テニスコート、スキー場、ウッドパークゴルフ場、札久留公民館、滝西公民館、郷土館、たくみ館、多目的活性化センター、クリーンセンター、火葬場、滝下農業研修センター、一区農業構造改善センター、滝西会館、ふれあいセンター、渓谷公園パークゴルフ場、芝ざくら滝上公園、フレグランスハウス、香りの里たきのうえ(道の駅)、ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場、消防、消防会館(栄町)、第3分団車庫(基幹集落センター併設)、農産品加工研究センター、除雪センター、グリーンたきのうえ詰所、まちなか活性化貸店舗	①屋内禁煙とする。 ②屋外において、建物の入り口を避けた場所や人通りのない場所など、受動喫煙を防止できる場所に灰皿を設置、若しくは屋外分煙施設を設置することは可能とする。 ③建物内に禁煙である旨の標識を掲示する。 ④屋外に喫煙場所を設置する場合は、喫煙場所である旨の標識を、また、20歳未満立ち入り禁止の標識を掲示する。 ※管理権原者の判断により敷地内禁煙にすることも可能。その場合は、第1種施設と同様の対応を行う。
その他	公用車	車内禁煙

Ⅲ　受動喫煙防止対策の推進

1. 一体的な推進体制

受動喫煙の防止については、町民、事業者、行政が一体となって取り組むことが大切です。

町民・地域

・非喫煙者の立場を尊重し、受動喫煙防止に努めます。
・喫煙マナーとルールを守ります。
・未成年者や妊婦、妊婦の配偶者はたばこを吸いません。
・家庭での受動喫煙防止に取り組みます。

事業者・関係機関

・受動喫煙防止のための環境を整え、従業員や利用者の健康維持に取り組みます。
・受動喫煙防止の必要性を正しく理解して、積極的に防止策に取り組むことで、地域の健康づくりに寄与します。

滝上町

・受動喫煙防止に関する情報提供・支援を行います。
・たばこの健康影響についての普及啓発を行います。
・禁煙サポート体制を充実します。

2.　町が取り組む推進方策

（1） 受動喫煙防止の情報提供･支援

･受動喫煙の健康影響に関する情報提供

･管理権原者への受動喫煙防止に関する啓蒙･支援

（2） たばこの健康影響についての普及啓発

･たばこの健康被害についての継続的な情報提供･意識啓発

･学校保健との連携による児童･生徒への防煙教育の推進

（3） 禁煙サポート体制の充実

･医療機関との連携

･特定健診、特定保健指導における禁煙支援

･禁煙に取り組んでいる人への情報の提供、支援

3.　事業所としての取り組み

職場は、労働者が長時間過ごす場所であり、快適な職場環境づくり、健康被害の防止のために、受動喫煙防止対策が必要となります。

健康増進法において、施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることが定められました。また、平成 30 年 7 月に一部改正された健康増進法において、各施設の類型に合わせて、受動喫煙防止対策に取り組むことが義務付けられ、第2種施設を含めた全施設が、令和 2 年 4 月に法律の適用範囲となります。（3頁～5頁参照）

職場において受動喫煙防止対策を行う場合、要件を満たした企業は、国からの支援を受けることができます。また、すべての規模･業種を対象に、喫煙室設置の際の技術的な相談等も受け付けています。

コラム②　「職場における受動喫煙防止対策への国の支援」

厚生労働省では、受動喫煙防止対策の実施支援として、以下の事業を実施しています。（厚生労働省ホームページを参照）

①税制措置（特別償却又は税額控除制度）

・内　　容：2021 年 3 月 31 日までに、認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備（飲食店において設置する受動喫煙の防止のための各種喫煙室に係る器具備品及び建物附属設備）の取得を行った場合に、取得価格の特別償却（30%）又は税額控除（7%）が適用されます。

・問合せ先：北海道中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、商店街振興組合連合会等

②受動喫煙防止対策の技術的な相談の受付（電話相談・実地指導）（無料）
周知啓発のための説明会の開催、企業・団体の会合への講師派遣（無料）

・対象事業者：すべての規模・業種の事業主

・問合せ先：一般社団法人　日本労働安全衛生コンサルタント会（050-3537-0777）

③空気環境の測定機器（粉じん器、風速計、一酸化炭素計）の貸出し（無料）

・対象事業主：すべての規模・業種の事業主

・問合せ先：柴田科学株式会社（03-3635-5111）

Ⅳ　ガイドラインの見直し

町は、このガイドラインを 5 年毎に見直すこととし、実効性の評価等を行い、国内外の受動喫煙防止対策の状況を勘案して検討を加えるものとします。

既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

＜考え方＞

○　既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

○　その際、特例の対象か否かが変動することがないよう配慮することが必要であることから、**「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する**。

○　**資本金については**、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、**「資本金5,000万円以下」を要件とする**。

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

○　また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、**「客席面積１００㎡以下」を要件とする**。

○　また、**「既存の飲食店」について**、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、**①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する**。

＜範囲＞

○　**既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約５．５割程度**と推計（※1）。

○　なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、２年間で全体の約２割弱、５年間で約３割強（※2）。

経過措置の対象となりうる飲食店（※3）の割合（推計）

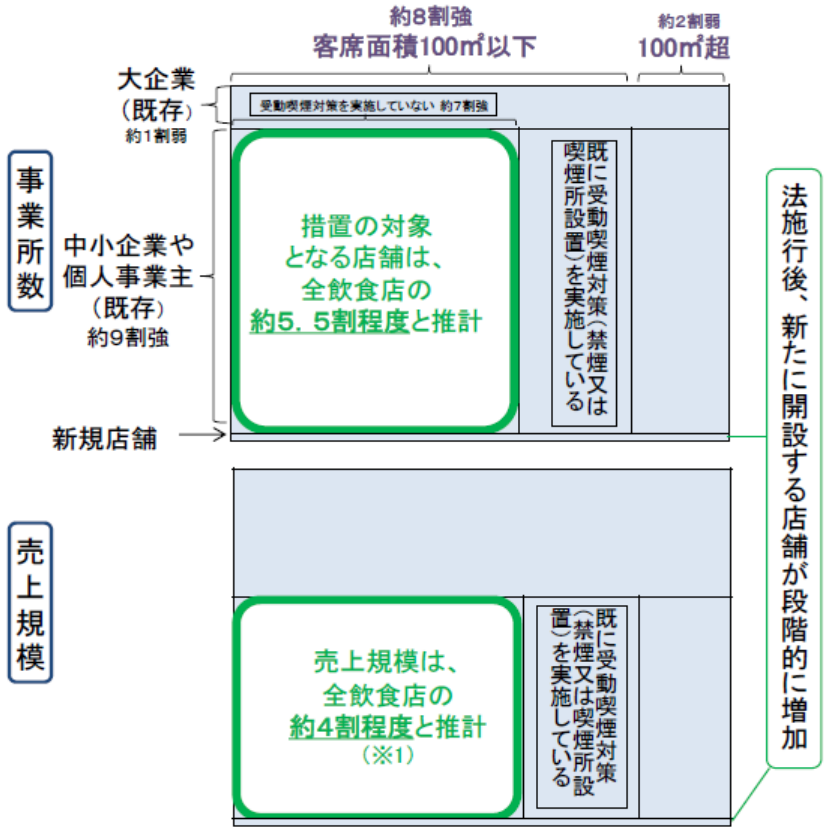

※1）平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書（東京都）・平成27年度健康資源・環境整備状況調査（愛媛県）・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査（山形県）等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。
※2）平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。
※3）経済センサス基礎調査における飲食店（食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等）

参考①

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

○　改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと　等

○　義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>

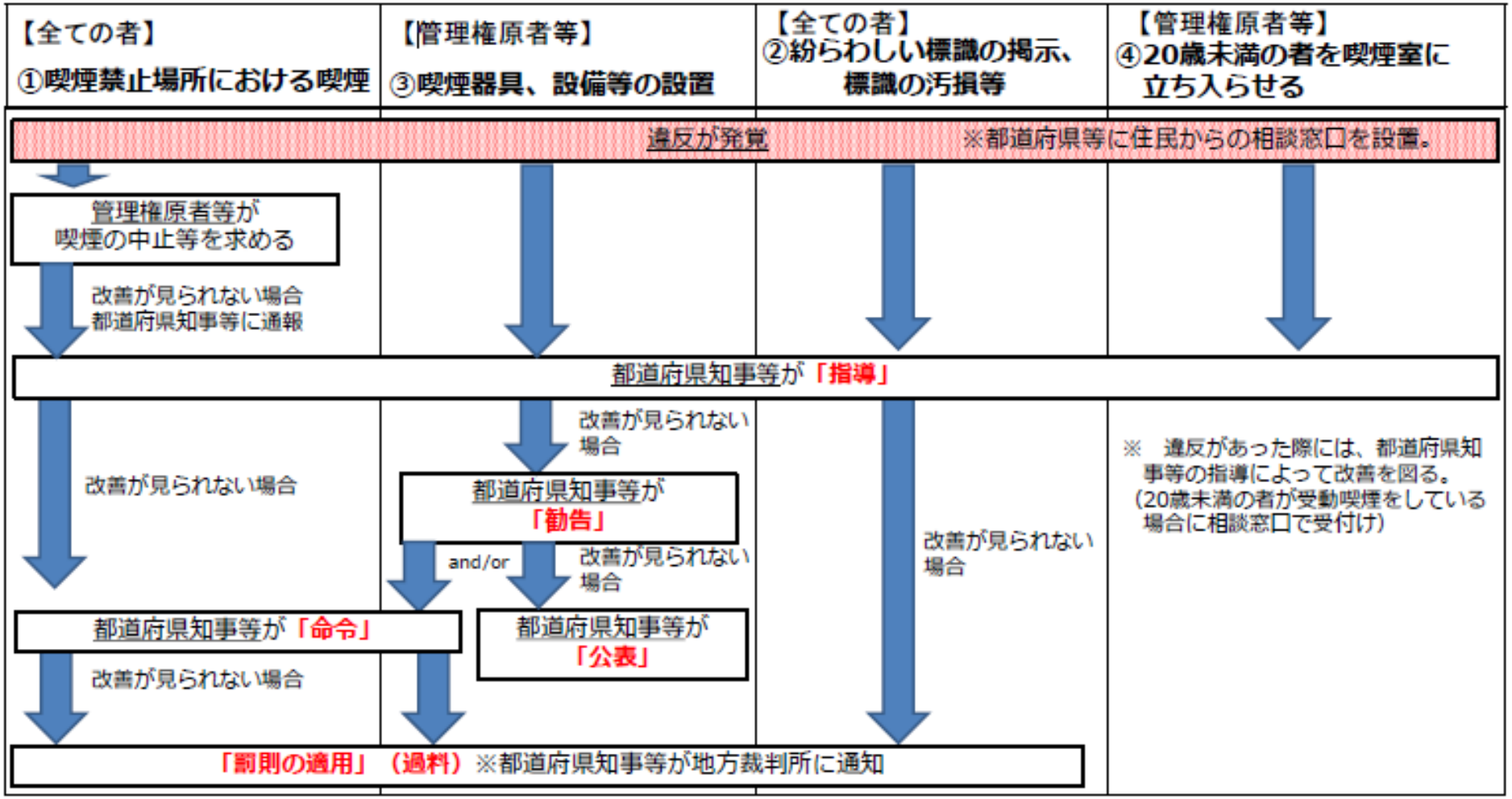

資料②

禁煙分類　標識利用フロチャート

標識の掲示が義務化されました。施設の分類に合わせて、適切な標識をご利用ください。施設の分類については、3頁を参照してください。

なお、滝上町内公共施設（類似施設含む）以外の民間事業所等につきましては、下記の標識を掲示してください。

※標識は厚生労働省ホームページ（https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/）より印刷願います。

第1種施設

敷地内禁煙

（特定屋外喫煙場所設置の場合）

第2種施設

既存特定飲食提供施設
中小企業や個人が経営する、資本金 5,000 万円未満かつ客席面積 100 ㎡以下の既存店舗

喫煙目的施設
たばこを対面で販売し、主食等を提供しないバー、スナック、公衆喫煙所、たばこ販売店

上記①・②以外

喫煙・飲食可（喫煙可能室）

（店舗等入口）

（店舗等入口）

（可能室入口）

喫煙・飲食可（喫煙目的室）※主食を除く

（店舗等入口）

（店舗等入口）

（目的室入口）

喫煙のみ可（喫煙専用室）

（店舗等入口）

（専用室入口）

喫煙・飲食可（加熱式たばこ専用喫煙室）

（店舗等入口）

（専用室入口）

屋内禁煙

屋外喫煙場所

TAKINOUE
童話村
たきのうえ